

桐蔭横浜大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2025 年度大学評価の結果、桐蔭横浜大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 1988 年 |
| (2) 所在地 | 神奈川県横浜市 |
| (3) 理念・目的 | 桐蔭横浜大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、並びに建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 法学部、医用工学部、スポーツ科学部、現代教養学環（学部等
連係課程）及びスポーツ健康政策学部（募集停止）
法学研究科、工学研究科及びスポーツ科学研究科 |
| (5) 収容定員 | 2,140 人（学士課程）
68 人（修士課程）
24 人（博士後期課程） |

(2024 年度時点)

<総評>

桐蔭横浜大学は、法学、工学及び体育学の異なる 3 つの専門分野を持つ大学であり、大学及び大学院の 3 つの方針である学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、教育を実施している。近年、学長の強いリーダーシップのもと、「真に学生を伸ばす」教育改革に取り組んでおり、学士課程では、全学部・学環共通の教育・学習目標となる「ユニバーシティ・ポリシー」を定めて学生及び教職員に大学の目指すべき軸としてのマイルストーンを明示するとともに、教育課程の編成・実施方針において、全学共通教育である「MASTプログラム」の位置付けや各学部・学環における専門科目の体系や教育内容を、修得できる学習成果と関連付けながら全学部・学環で統一的に示している。「MASTプログラム」では、現代社会を読み解くための視点

を養うことを目的とした体系的な科目群を複数設定し、学生自身の興味・関心に沿って科目を選択できるように工夫を凝らすとともに、科目群に設定する科目の単位を全て修得した場合には「学修証明」を発行している。また、「アセスメントプラン（学修成果の評価の方針）」を定め、学習成果を把握・評価するための指標・手法を「機関レベル」「教育課程レベル」及び「科目レベル」に分けて明示している。このように、学士課程においては、学習成果の測定に取り組んでおり、さらに発展させるべく、I Rデータを活用した学びと成長の把握・評価方法を検討しているため、今後の取り組みに期待したい。一方、大学院では、各研究科での取り組みに委ねていることもあり、一部の研究科において学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の設定が不十分である。学生の学習成果を学位論文審査の過程で把握・評価しているとのことだが、その際の指標を設定していない、又は学位授与方針に示す学習成果との連関が不明瞭であるなど、改善すべき点が複数見受けられる。

内部質保証においては、「執行部会議」を責任主体として、学士課程の抜本的改革を着実に実現すべく、日常において非定型的・即時的に改善・向上がなされている。例えば、学生募集の基本方針を従来の「選抜」から、大学教育への理解を促す「接続」へと戦略的に転換し、大学の魅力を知ってもらうための新しい形のオープンキャンパスとして「キャンパスV I S I T」を実施することで、入学後のミスマッチを防ぐことに努めている。入学直後には、学生が学びに向き合うことができるように熱意ある教員や職員による「初年次全員面談」を実施することで、休退学につながる可能性の高い学生に早期の対応を実施している。このように、学長の強いリーダーシップのもとで、日常におけるコミュニケーションを通じた迅速な対応により改善・向上に向けて取り組んでいるものの、部局等における点検・評価の実態や改善に向けたプロセスが、制度としては不明瞭となっている。そのため、大学のスケールメリットを生かしつつ、部局等における定期的な点検・評価の結果に基づき、「執行部会議」が改善・向上に向けた調整・支援を行う体制を構築し機能させたい。内部質保証システム自体の適切性をも定期的に点検・評価するよう、改善が求められる。

このほか、教育方法、学生の受け入れ、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等の研修及び財務にも課題がある。具体的には、教育方法に関して、前回の大学評価でも指摘した単位の実質化を図る取り組みについては、各学部・学環独自に1年間に履修登録できる単位数から除外する科目を多数設定していることから、上限を超えて履修する学生が多数にのぼっている。学生の受け入れに関しては、一部の学部において過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低く、研究科についても、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があるため、改善に向けた更なる取り組みを期待したい。なお、一部の研究科では、学生の受け入れ方針を学位課程ごとに設定していないため、早急な見直し求められる。くわえて、特定の学部・学環及び研究科では、教員の資質向上を目的とするFD活

動を実施しているとはいいがたく、指導補助者として授業の補助を行うティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）やチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）への研修も実施していないことから、必要な研修を実施するよう改善が求められる。財務についても、未だ教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているとはいえないため、財政基盤の確立に向けて、2025年度以降の次期「中期目標・計画」（以下「次期『中期目標・計画』」という。）及び経営改善計画を確実に遂行されたい。

機動的に改善・向上を図るべく、「執行部会議」を中心として日常の口頭でのコミュニケーションを重視しているがゆえに、議論や検討の過程が十分に可視化できておらず、大学の意思決定にあたってのプロセスを組織全体で共有する仕組みになっていない状態にあるといえる。学士課程の改革を皮切りに、大学院も含めて大学全体の発展を目指すにあたっては、議事録の作成や決定事項に関する情報の記録を通じて、良い取り組み及び課題点を学内全体で共有し、属人的活動とならないように実行することで各種の取り組みの継続性・発展性を持たせることが重要である。今後は、教学に関わるIRデータを包括的に整理・活用し、内部質保証の運用改善を通じて、教育研究活動の課題発見や特色ある取り組みを推進させることで、更なる飛躍を遂げることを期待したい。

<評価において特記する事項（提言）>

改善課題が6点及び是正勧告が5点あげられる。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 学士課程の抜本的改革を着実に実現すべく、「執行部会議」を中心とした、定例的な会議のほか、通常業務中など日常において非定型的・即時的に改善・向上に取り組んでいるものの、点検・評価の実態や改善に向けたプロセスが制度としては不明瞭となっている。大学のスケールメリットを生かしつつ、部局等における教育の充実と学習成果の改善・向上や定期的な点検・評価に基づき、「執行部会議」が改善・向上に向けた調整・支援を行う体制を構築し、機能させたい。内部質保証システム自体の適切性をも定期的に点検・評価するよう、改善が求められる（基準2内部質保証）。
- 2) 単位の実質化を図るための措置として、全ての学部・学環で1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、教職等の資格取得に関わる科目のほかにも学部・学環独自で1年間に履修登録できる単位数の上限から除外する科目を多数設定しており、上限を超えて履修する学生が多数にのぼっていることから、単位制の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保ができるように改善が求められる（基

準4教育・学習)。

- 3) 研究科では、学位論文審査の過程で学習成果を把握するとしているが、法学研究科では、学位授与方針に示す学習成果を把握・評価する指標を定めておらず、スポーツ科学研究科では、学位論文の審査基準として示す「評価の観点」と学位授与方針に示す学習成果との連関が不明瞭であるため、学位授与方針で明示した学習成果の把握・評価のための指標を適切に定め、学習成果を把握・評価するよう改善が求められる(基準4教育・学習)。
- 4) 法学研究科修士課程では、収容定員に対する在籍学生数比率について0.20と低いことから、改善が求められる。これに対して学部学生向けの説明会の実施やポスター掲示、大学ホームページでの情報発信等の広報活動を行っているため、これらの取り組みを継続し、成果につなげることが求められる(基準5学生の受け入れ)。
- 5) 各学部・学環及び研究科で実施するFDについて、スポーツ科学部及びスポーツ科学研究科においては、教育に関する資質向上に向けた取り組みを実施しているが、その他の学部・学環及び研究科においては、教育に関するFDを実施しているとはいえない。よって、学部・学環及び研究科の分野に応じた教育に関するFDを実施し、その実績を記録やアンケート等を通じて把握し、組織的に教育研究活動等の改善・向上、活性化につなげるよう改善が求められる(基準6教員・教員組織)。
- 6) 指導補助者に授業運営における補助を担当させているものの、授業の運営等を適切に行うために必要な研修を実施していないため、これを実施するよう改善が求められる(基準6教員・教員組織)。

(是正勧告)

以下については、理念・目的の実現を図るため、又は大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められる。

- 1) 法学研究科では、学位授与方針を学位課程ごとに設定していないため、授与する学位に応じた方針を適切に定め、公表することが求められる。スポーツ科学研究科では、教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針に示す学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確に定めていないため、是正されたい(基準4教育・学習)。
- 2) 法学研究科では、「桐蔭横浜大学法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規」において学位論文審査基準を定めているものの、修士課程と博士後期課程における審査基準がほぼ同一となっており、かつ、この審査基準を公表していないため、審査基準を適切に定め、公表することが求められる。スポーツ科学研究科では、学位論文審査基準を公表するよう是正されたい(基準4教育・学習)。
- 3) 法学研究科では、学位課程ごとの学生の受け入れ方針を設定していないため、適切な方針を定め、公表するよう是正されたい(基準5学生の受け入れ)。

- 4) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、医用工学部全体では0.85、同臨床工学科では0.77と低く、収容定員に対する在籍学生数比率についても、医用工学部全体では0.81、同臨床工学科では0.65と低いことから是正されたい。「執行部会議」が主体となって点検・評価を行い、「キャンパスVISIT」の開催や協定校との連携強化といった取り組みを実施しているため、これらを継続し、成果につなげることが求められる（基準5 学生の受け入れ）。
- 5) 「要積立額に対する金融資産の充足率」が低く、かつ低下傾向にあるうえ、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も高い状態が続いており、現状では教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているとはいえない。財政基盤の確立に向けて、次期「中期目標・計画」及び経営改善計画を確実に遂行するよう是正されたい（基準10 大学運営・財務（2）財務）。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

建学の精神に基づき、「桐蔭横浜大学学則」（以下「学則」という。）において大学の目的を定め、これを踏まえ、学部・学環ごとに人材養成の目的を定めている。また、「桐蔭横浜大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）において、大学院の目的及び課程の目的を教育課程ごとに分けて定め、これに基づき、研究科についても修士課程と博士後期課程のそれぞれで人材養成の目的を定めている（基本情報一覧（第1章）参照）。このほか、評価項目②で後述するとおり、予測困難な社会における大学の使命を果たすべく、学部・学環共通で学生に到達してほしい教育・学習目標を「ユニバーシティ・ポリシー」として定めている。

建学の精神や各種の目的は、大学ホームページに掲載しているほか、入学時のガイダンスにおいて学生に説明している。ただし、大学ホームページで公表している「桐蔭横浜大学憲章」については、大学として近時の大学の方針に照らし、その位置付けをより明確にすることを検討しているため、その着実な実現を期待したい。

「ユニバーシティ・ポリシー」については、教職員に対して、半期に1度開催する研修を通じて認識を深める機会を設けており、学生に対しては、初年次教育の授業のなかで学生自身が1年間でどのようにして「ユニバーシティ・ポリシー」を身に付けたかを振り返る「ショーケース」を作成させることで、同ポリシーの理解を促進する取り組みをしている。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

2020年度から2024年度までの5年間の「中期目標・計画」として、大学においては、「3つの方針の明確化」「PDCAサイクルの再検討」及び「教学マネジメント体制の確立」からなる施策を定め、大学院については、別途、「外部資金の獲得」「産学交流の推進」等多岐にわたる施策を掲げている。なお、前回の大学評価で指摘を受けた、内部質保証に関わる体制の不備について、施策として「PDCAサイクルの再検討」を掲げて取り組むこととしている（基本情報一覧（第1章）参照）。この「中期目標・計画」に掲げる施策の実現に向け、「桐蔭横浜大学リ・ブランディング戦略（TURBOS）」（以下「TURBOS」という。）を2021年度に策定し、より具体的な6つの戦略を立てた。これにより、全学共通の教育・学習目標として「ユニバーシティ・ポリシー」や「アセスメント・ポリシー」を策定し、また、2022年度には「MASTプログラム」を新たに施行している。

これに続く、次期「中期目標・計画」では、「学習成果のアセスメント」等を「運営方針」に定め、重点目標として「教育」「研究」「社会貢献」及び「運営」を掲げ、その内容についても具体的かつ実現可能なものとする事で、各部署の行動目標としている（基本情報一覧（第1章）参照）。

以上のことから、中・長期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

内部質保証のための全学的な方針は、「桐蔭横浜大学内部質保証の方針」に定めており、内部質保証の責任主体を「執行部会議」が担うこととし、各学部・学環、研究科等では、それぞれに置く「学部等自己点検評価委員会」のもとで点検・評価に取り組むなど、内部質保証の体制や関連組織の役割を明らかにしている（基本情報一覧（第2章）参照）。くわえて、点検・評価の手続を「桐蔭横浜大学自己点検評価規程」に定めており、点検・評価を担う組織として「大学自己点検評価委員会」及び「学部等自己点検評価委員会」を置き、企画室が「学部等自己点検評価委員会」の自己点検に対する適切性を検討し、修正等を要請する仕組みを設けている（基本情報一覧（第1章）参照）。

しかしながら、「1 理念・目的」評価項目②で既述のとおり、「TURBOS」を策定し、小規模大学の機動力を生かした迅速な教育改革を行っていることから、実態としては、「大学自己点検評価委員会」が「執行部会議」と一体的に運営している状態にあり（基本情報一覧（第1章）参照）、「執行部会議」の定例的な会議に加え、学長及び副学長のミーティングにおける意見交換や、「事務部課長会議」の定期的な開催により事

務局部門間の連絡調整を行うほか、通常業務中などの日常において非定型的・即時的に改善・向上がなされている。このように迅速かつ弾力的な運営・改善を可能としているものの、点検・評価の実態や改善に向けたプロセスは制度的に不明瞭となっているため、大学のスケールメリットを生かしつつ、部局等における定期的な点検・評価に基づき、「執行部会議」が改善・向上に向けた調整・支援を行う体制を構築し、機能させるよう改善が求められる（改善課題1参照）。くわえて、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し得るように、点検・評価の結果や意思決定のプロセス等を記録し、保存するよう留意されたい。

教育の企画・設計とその実施、点検・評価について、全学的な調整や支援を行うにあたっては、「執行部会議」の構成員が各自の所属部局に議論を持ち帰り、部局内の議論を再び同会議で共有することにより実現している。学習成果の達成を目指した教育が、期待される水準を維持できているかについて、学生調査等の結果を「執行部会議」で共有・確認している。教育課程の編成については、「執行部会議」が示した方針や学生調査等の結果に基づき、各学部・学環及び研究科の教授会、運営会議及び研究科委員会において、具体的なカリキュラムの改善や教育方法の検討を行った後、「全学学務委員会」の審議を経て「執行部会議」及び「大学評議会」で承認している。なお、「執行部会議」では、必要に応じて部局等に対してカリキュラム改善の指示を行っている。ただし、前述のとおり「執行部会議」を中心とする改善・向上に向けた取り組みは制度的に不明瞭となっていることから、部局等における教育の充実と学習成果の改善・向上や定期的な点検・評価に基づき、同会議が改善・向上に向けた調整・支援を行う体制を構築し、機能させることが必要である（改善課題1参照）。

2023年度末には、各学部の4年次を対象として「学生ヒアリング」を実施しており、学生からカリキュラム等に関する「評価・助言」を受けている。さらに、点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、2024年度に「外部評価委員会」による評価を実施している。

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合について、前回の大学評価結果を受けて、前述のとおり、「桐蔭横浜大学内部質保証の方針」を策定するなど内部質保証体制の見直しに取り組んでいる。また、2023年度のスポーツ科学部及び現代教養学環の設置以降、文部科学省に「設置計画履行状況等調査報告書」を提出し、指摘を受けた部分について、対応を進めている（基本情報一覧（第2章）参照）。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

教育研究活動、その他の諸活動の状況等については、大学ホームページで公表している。なお、財務情報については、法人のホームページで公表している。

学生の学習実態と学習上の成果に関する情報については、学生による「授業評価アンケート」及び「学修行動調査」の結果を、大学ホームページで公表している。教員の養

成に関する基本情報に関しては、教職課程の点検・評価を実施し、その結果を報告書として公表しているものの、各教員が担当する授業科目に関する情報が不足しているため、この早期の公表が望まれる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証システムの有効性及び適切性については、評価項目①で既述した内部質保証に関する方針及び手続のもとで実施しているとしている。具体的には、学長と「執行部会議」を中心に行った検討結果を各部局に共有しており、「執行部会議」「全学委員会」「事務部課長会議」等の各会議体において、定期的・日常的にコミュニケーションをとることで改善サイクルを確立しているとしている。しかしながら、現行の内部質保証体制が改革期の暫定的な運用であることもあり、内部質保証システム自体の適切性について定期的な点検・評価を実施しているとはいいがたいため、部局等における定期的な点検・評価に基づき、「執行部会議」が改善・向上に向けた調整・支援を行う体制を構築し、機能させようとして、内部質保証システム自体の適切性についても定期的な点検・評価を実施し、改善・向上に向けて取り組むよう、改善が求められる（改善課題1参照）。

3 教育研究組織

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

大学の理念・目的を実現するために、法学部、医用工学部及びスポーツ科学部の3学部並びに法学研究科、工学研究科及びスポーツ科学研究科の3研究科を設置している。2023年度には、スポーツ健康政策学部からスポーツ科学部へ改組するとともに、スポーツ健康政策学部で培った教育資源を含め、法学部、医用工学部及びスポーツ科学部の全学部が連携協力する、現代教養学環を設置している。現代教養学環には、5つの専門コースを設け、専門学芸を有したうえで社会進展・福祉貢献に寄与できる人材育成を目指しており、大学の目的と合致したものとなっている。

くわえて、2020年度に「教育研究開発機構」を設置し、全学共通教育である「MASTプログラム」のカリキュラム開発や学習成果の可視化、教学IRの調査・研究等を行っている。図書館、IR推進室、「教職センター」及び「先端医用工学センター」は、専門学芸に関する理論的・実践的な能力の修得に寄与する組織として機能している。

また、法人として、「トランジションセンター」及び「グローバルセンター」をそれぞれ一元的に設置している。「トランジションセンター」は、地方公共団体、産業界、

同窓会等との連携を通じた大学及び法人の地域社会貢献を担っており、「グローバルセンター」は、大学を含む法人の設置校における国際的な教育活動の企画立案・支援を行っている。

上記いずれの組織も、大学の理念・目的に照らして適切に設置しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の適切性については、日常的に学長及び副学長がミーティングを行うことで、各教育研究組織の状況をマクロな視点で情報共有している。ミーティングでは、各部局等から上がってきた情報や各種データを集約し、「執行部会議」で審議すべき事項の優先順位付けやアジェンダの調整を行っている。また、「執行部会議」において、学部長、学環長及び研究科長から各組織の状況の報告を受けることで、情報共有を行っているとしている。改善事例として、全学共通教育である「MASTプログラム」の導入、現代教養学環の設置、「CANDLEプログラム」の立ち上げ、「TAD (Toin Athletic Department)」(以下「TAD」という。)の開設等があげられる。2020年度以降、激しく変化する社会環境に対応できる人材を育成するための抜本的な教育改革に取り組んでおり、学部の改組や学部等連係課程の設置を実現している。特に、現代教養学環の設置にあたっては、学部学生を対象に実施した各種アセスメント結果の分析により、現代的な教養教育に対する潜在的なニーズを把握したことから、全学的な教学戦略として共通教育プログラムを導入し、設置に至っている。

大学院については、前回の大学評価での指摘を受け、学士課程の教育改革と連動する形で大学院のあり方について検討を行っている。

今後は、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、「執行部会議」が調整・支援を行い、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

4 教育・学習

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

学部・学環共通の教育・学習目標を「ユニバーシティ・ポリシー」として策定し、学生が修得すべき学習成果を、社会に必要とされる力のうち普遍的かつ不変的な6つの資質・能力から構成する「人生と学びの基盤となる力」として明示している。各学部・学環の学位授与方針は、「ユニバーシティ・ポリシー」に加え、専門的知識・技能の学習成果を、授与する学位に即して定型的にわかりやすく掲げている。募集を停止したスポーツ健康政策学部では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」及び「学

びに向かう力・人間性等」の項目を立てて、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしている（基本情報一覧（第4章）参照）。

大学院では、学位授与方針を研究科ごとに学位課程別の形式で定め、例えば、工学研究科では、修得すべき学習成果として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」及び「学びに向かう力・人間性等」を項目立て、修士課程と博士後期課程それぞれで明示している（基本情報一覧（第4章）参照）。ただし、一部の研究科において修士課程と博士後期課程を分けずに学位授与方針を設定しているため、これを適切に定め、公表するよう是正されたい（是正勧告1参照）。

教育課程の編成・実施方針は、学部・学環では、学位授与方針を踏まえて学位課程ごとに明示しており、学士課程の基盤となる「ユニバーシティ・ポリシー」に掲げる資質・能力を獲得するための「MASTプログラム」の位置付けや、各学部・学環専門科目の体系及び教育内容を、修得できる学習の成果と結び付けながら、全学部・学環で統一的に示している（基本情報一覧（第4章）参照）。一方で、大学院は、研究科ごとに学位課程別の形式で定め、教育課程の編成・実施方針を示している。例えば、工学研究科では、研究科としての「教育の実施方針」及び「教育内容の基本方針」を示したうえで、「専門教育」「研究教育」及び「教養及びキャリア教育」を修士課程と博士後期課程で分けて、具体的かつわかりやすく方針を示している（基本情報一覧（第4章）参照）。しかしながら、教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針に示す学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確に定めていない研究科があるため、適切に定め、これを公表するよう是正されたい（是正勧告1参照）。

大学・大学院の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページで公表している。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

学部・学環では、全学共通教育である「MASTプログラム」を設定し、全学部・学環で必修となる「桐蔭キャリアゲート」「桐蔭スキルゲート」等の7科目を置き、そのうえで、現代社会を読み解くための視点を養うことを目的とした体系性のある科目群である「コンポ」を設定することで、学生が基礎的な学びを経て自身の興味・関心に沿って「コンポ」を選択できる（基本情報一覧（第1章）参照）。学生自らの興味・関心に沿った「コンポ」で学びを深めたのちに、各専門教育に臨むデザインとなっている。各学部・学環における専門教育について、例えば法学部では、教育課程の編成・実施方針で示す「法律専門職」「地方公務員」等の進路に応じたコースを前提として履修すべき科目を示し、1年次から4年次まで少人数での演習科目を必修科目として置くことで、法的素養の修得を目指している（基本情報一覧（第1章）参照）。また、シラバスにおいて、学位授与方針と各授業科目との関連や、科目の教育課程上の位置付けを明示

したうえで、科目の到達目標を設定している。なお、募集を停止したスポーツ健康政策学部では、上記に代わり、「カリキュラム・ツリー」を大学ホームページで公表することで、学習成果の達成につながるように教育課程を体系的に編成していることを可視化している。

研究科では、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、各研究科委員会においてカリキュラム編成を行っている。例えば、法学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針で示す「法律専門職領域」「税務職コース」及び「政治行政領域」の3つの領域（コース）の進路に適した科目群を設置している（基本情報一覧（第4章）参照）。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

2021年度に「授業開講原則の方針」を策定し、「授業の方法」や「授業の適正人数」等に関する大学の方針を明示している。これを受けて、学部では、「MASTプログラム」のうち、技能やスキルを獲得するための授業科目において、アクティブラーニング型授業を積極的に採用している。なお、体系的に知識を学び深めていく「コンポ」においては講義形式を採用している。「MASTプログラム」では、学生自身が知識を体系的に獲得する動機付けとなるように、「コンポ」の科目群の単位を全て修得した場合に「学修証明」を受け取ることができるように工夫している。くわえて、「初年次全員面談」を実施して、授業の履修に関する指導や学習の進捗等の状況について丁寧に対話する機会を設けている。このほか、全学部・学環の学生向けに、年度内に複数回のオリエンテーションを実施している。

シラバスについては、入力マニュアルを作成し、統一的に必要な事項を記入するように工夫しており、2024年度には、シラバスの作成方法に関するFDを開催している。大学院においては、研究科及び学位課程ごとの履修要項に研究指導に関するプロセスを明示しており、これを大学ホームページで公表している。

1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、教職等の資格取得にかかる科目のほかにも学部・学環独自で履修登録単位数の上限から除外する科目を多数設定しており、上限を超えて履修登録する学生が多数にのぼっている。そのため、単位制の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保ができるように改善が求められる（改善課題2参照）。

- ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

学部・学環については、5段階で成績を評価する旨を学則で定め、評価の方法やGPA制度、成績照会制度については、学部ごとに履修要項で適切に明示している。研究科の成績評価については、大学院学則において、基準をあらかじめ学生に示し、当該基準

に従って適切に行う旨を定めており、各研究科の履修要項で成績評価方法を明示している。学部・学環及び研究科の成績評価方法及び基準については、科目ごとのシラバスで詳細に記載しており、根拠に基づく評価を適切に行っている（基本情報一覧（第1章）参照）。

単位認定の仕組み、学位授与の手続については、学則及び大学院学則において、単位の計算基準、単位の授与、既修得単位等の認定、入学前教育プログラムに基づく修得単位の認定及び方法等について適切に定めている。

学部・学環の卒業要件及びその認定についても学則で定めており、学生に対して履修要項及びオリエンテーションで周知している。なお、学位授与にあたっては、各学部・学環の教授会又は運営会議の意見を聴いて学長の責任のもと授与する旨を学則に規定している。研究科については、大学院学則で課程ごとの修了要件とその認定を定め、履修要項で学生に周知している。学位審査については、「桐蔭横浜大学学位規程」で「審査委員会」の構成、最終試験の内容・実施方法、学位授与判定方法について定めている。ただし、一部の研究科では、学位論文審査基準について学位課程ごとに定めておらず、また、審査基準を公表していないため、審査基準を適切に定め、公表するよう是正されたい（是正勧告2参照）。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

学部・学環では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握するため、「アセスメントプラン（学修成果の評価の方針）」において、「機関レベル」「教育課程レベル」及び「科目レベル」に分けて、何をもって測定し把握するかを明確にし、これを大学ホームページで公表している。また、次期「中期目標・計画」において、各教育課程内における学習成果の測定評価の方法と責任を明確にした「アセスメント・ポリシー」を明示している。例えば、「MASTプログラム」における必修科目は、共通教育センター長の責任のもと、教育・学習成果を測定・評価することなどを明記している。

学部・学環では、IRを活用した学位授与率、就職率、入学時から卒業時までの各種学生アンケート等のデータや卒業生に対するグループインタビュー調査（2023年度から導入）等を用いて学習成果を測定している。具体的には、GPA分布、修得単位状況、「学修行動調査」、資格試験等の合格者数等により測定している。ただし、大学として、これら学習成果に関するデータの有用性、有効性等を含め、データを活用した学びと成長の把握・評価方法を検討し、新たな「アセスメント・ポリシー」及び「アセスメントプラン（学修成果の評価の方針）」を策定する予定であるため、今後は、新たな学習成果の把握・評価方法に基づき測定した学習成果について、大学として設定する目的に応じて活用していくことが期待される。

修士課程及び博士後期課程では、所定の単位修得状況や学位論文等の審査及び最終試験といった学位論文審査の過程で学習成果を確認している。例えば、工学研究科では、

学位授与方針に即して学習成果の確認項目を3つに分類し、それぞれどのように成果を把握し評価するか具体的に示している（基本情報一覧（第4章）参照）。ただし、他の研究科では、学位論文の審査過程において学習成果を把握・評価することとしているものの、その指標を定めていない、又は指標と学位授与方針に示す学習成果との連関が不明瞭であるため、学位授与方針に明示した学習成果の把握・評価のための指標を適切に定めようとして、学習成果を把握・評価するよう改善が求められる（改善課題3参照）。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、学長のリーダーシップのもと、全学的には「執行部会議」が担っており、2025年度の大学評価に向け、各学部・学環及び研究科の「学部等自己点検評価委員会」が点検・評価を実施している。

学部・学環では、点検・評価を「マイクロレベル」「ミドルレベル」及び「マクロレベル」の3段階で実施している。「マイクロレベル」では、シラバスを学務委員及び学部長・学環長がチェックしており、「ミドルレベル」では、「卒業時アンケート」の教育に関する満足度を指標とし、「学生ヒアリング」の結果も組み合わせることで、学生からの意見等の把握に努め、カリキュラムや学習環境、指導等について改革を行っている。「マクロレベル」では、「執行部会議」が、各学部・学環からの教育課程に関する報告を受けて確認するほか、「IR推進室」及び学生支援部学務課から提供を受けたアセスメントに関するデータ等を基に改善案を検討している。また、これらの取り組みについては2024年度の「外部評価委員会」において報告している。

学部・学環におけるカリキュラム編成については、「全学学務委員会」において審議し、「執行部会議」及び「大学評議会」で承認し、初年次教育から教養課程、専門教育課程を体系的に編成するよう全学的に適切に取り組んでいる。

改善・向上の事例として、「執行部会議」が「IR推進室」からIRデータの提供を受け、大学としての点検・評価を行い、教育活動に関する改善方針を学長が示し、「MASTプログラム」の導入や、法学部におけるコース制の見直し、4年間を通じたゼミ教育の導入等を実現したことがあげられる。

一方で、大学院については、例えば、法学研究科に設置しているコースや分野の改革に取り組むなど研究科単位での取り組みは見られるものの、大学院全体として、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組むには至っていないため、今後予定している大学院改革によって、全学的な改善・向上に取り組むことを期待したい。

今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

5 学生の受け入れ

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

学生の受け入れ方針は、学部・学環では、文部科学省による「観点別学習状況の評価」の3要素ごとに、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示し、大学ホームページ及び入学試験要項において、適切に公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。一方で、大学院については、研究科ごとに学位課程別の形式で学生の受け入れ方針を設定している（基本情報一覧（第2章）参照）。ただし、一部の研究科では、課程ごとの学生の受け入れ方針を設定していないため、適切な方針を定め、公表するよう是正されたい（是正勧告3参照）。

入学者選抜の運営は、「全学高大接続委員会」が主たる役割を担っている。学部・学環の入学者選抜の方針や出題に関する内容は、同委員会で審議した後、「執行部会議」での承認を得ており、公平性・公正性を担保している。研究科の入学者選抜は、主に研究科委員会で検討しており、必要に応じて「全学高大接続委員会」でその適切性を確認している。例えば、工学研究科の入学者選抜においては、出願時の「研究計画書」で大学院修了後の進路希望や将来計画を確認することにより明確な目的意識を持つ受験生を確保するとともに、口述試験では、工学研究科の教授及び准教授の全員が出席して、教員相互で質問内容の適切性を確認する体制としている。

合否判定については、学部・学環の教授会、運営会議及び研究科委員会で合否判定案の審議を行い、「全学高大接続委員会」での確認後に学長が決定している。なお、入学者選抜にあたって、入学試験の実施に関わる業務を担う事務部門として、「高大接続センター」を設置している。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

学部・学環では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部・学科があることから是正されたい（是正勧告4参照）。なお、2023年度に設置しているスポーツ科学部については、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が高い。一方で、同年度に設置している現代教養学環については、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いことから、完成年度へ向けて今後適切に定員を管理していくことが望まれる。

大学院学生の確保に向けて、例えば、法学研究科では、学部学生向けの説明会の実施やポスター掲示、大学ホームページでの情報発信といった広報活動を行っている。また、工学研究科では、学園祭での共同作業等を通じ、学部学生と大学院学生の接点を増やし

ており、スポーツ科学研究科では、主に学部学生を対象とした説明会や相談会の開催、大学ホームページやポスターによる広報活動等を実施している。このように研究科として取り組んでいるものの、一部の研究科の修士課程において収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が求められる（改善課題4参照）。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価については、「執行部会議」が担っている。「執行部会議」に出席する副学長に入学試験担当を、学長特別補佐に高大接続担当を充て、両者が「全学高大接続委員会」及び「高大接続センター」の業務も所掌することで、連携を図っている。具体的には、「高大接続センター」及びこれを所管する副学長が、入学試験結果等のデータに基づく詳細な報告を「執行部会議」に対して行い、これを受けて、同会議において次年度の入学者選抜方針や改善策を審議・決定し、その内容を、「全学高大接続委員会」に指示・伝達のうえ、具体的な施策として展開する体制となっている。

上記のプロセスを経た改善事例としては、大学の魅力を知ってもらうための新しい形のオープンキャンパスである「キャンパスV I S I T」の実施、協定校との連携強化、内部進学等の促進等があげられる。特に、「キャンパスV I S I T」については、第一志望率の低迷と入学後のミスマッチという教育の質保証における根源的な課題に対し、学生募集の基本方針を従来の「選抜」から、大学教育への理解を促す「接続」へと戦略的に転換したなかで実現したものである。

今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

6 教員・教員組織

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

大学として求める教員像を「桐蔭横浜大学憲章」において明文化し、これを踏まえた方針を次期「中期目標・計画」に記している（基本情報一覧（第1章）参照）。また、各学部・学環、研究科等における教育研究のみならず、「MASTプログラム」等の全学的な取り組みに参画できる教員を大学として求めている。

教員組織の編制については、全体的に一定のバランスを保っており、大学及び大学院

設置基準で求められる教員数を満たしており、年齢構成については、どの学部・学環及び研究科においてもバランス良く配置している。専任教員の主要授業科目の担当状況は、募集停止となっているスポーツ健康政策学部スポーツ健康政策学科を除いて高い比率となっている。なお、専任教員一人あたりの在籍学生数については、学部・学環により人数の差が見られる。これに対して、入学定員を減じることで改善に向けて取り組んでいるため、教育の質を維持・向上させる観点から点検し、引き続き改善に努めることを期待したい。一方、研究科においては、研究科の基礎となる学部の教員が研究指導教員及び研究指導補助教員となっている。

教職協働の実現にあたっては、「10 大学運営・財務（1）大学運営」評価項目③で後述するとおり、全学的な議案については、各学部・学環の教員で構成する「全学委員会」と各事務部門が協働する形を採っており、職員が「連絡協議ミーティング」を経て「大学評議会」に出席することとしている。「連絡協議ミーティング」は、「大学評議会」の審議を円滑化するための事前調整の場として位置付けており、「大学評議会」の前の週に定期的開催することで、組織的かつ機動的な大学運営を実現している。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の任用においては、「教員の任用と選考に関する規程」及び「教員の任用と選考に関する細則」に基づき、各学部等に設置する「人事委員会」及び教授会等における提案を学長及び理事長が承認している（基本情報一覧（第1章）参照）。

募集に際しては、研究者人材データベースも利用し、求人の公平性を担保している。教員の採用において、性別や国籍等の属性によらず、個人の能力や適性を重視する統一した評価基準を設けている。この基準のもとで特定の属性に対する優遇措置を設けることなく採用を実施した結果、多様な背景を持つ人材の採用に至っている。

昇任に際しても、採用と同じ手続により選考しており、選考にあたっては、昇任前の職位における在任期間も目安として加味することとしている（基本情報一覧（第6章）参照）。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

教育研究活動の改善・向上、活性化を図るために、全学的研修である「ユニバーシティ・ディベロップメント（UD）」（以下「UD」という。）、「教育研究開発機構」が運営するFD及び各学部等で企画するFDを実施している。このほか、新任教員が速やかに教育研究活動に従事できるように、学長及び副学長による新任教職員研修を実施している。また、現代教養学環では、必修やそれに準ずる科目を複数で担当することで、ジョブローテーションと仕事を通じた研修（OJT）を日常的に実践している。ただし、各学部等で実施するFDのうち、スポーツ科学部及びスポーツ科学研究科を除く学部・

学環及び研究科においては、教育の資質向上につなげるための組織的なFDを実施しているとはいいがたいため、学部・学環及び研究科の分野に応じた教育に関するFDを実施し、その実績を記録やアンケート等を通じて把握して、組織的に教育研究活動等の改善・向上、活性化につなげるよう改善が求められる（改善課題5参照）。

なお、教員以外が指導補助者となる場合について「学生アルバイトに関する内規」において、TA、SA及びリサーチ・アシスタントの従事内容や資格を定め、実際に授業の補助を担当させているものの、指導補助者に対する研修を実施していないため、改善が求められる（改善課題6参照）。

教員の業績評価は、評価項目④に詳述するとおり、教育研究のみならず社会貢献や大学運営に関する活動を自己点検し、その内容を学部長が評価したうえで、「執行部会議」で審議・確認している。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

2023年度に学部等連係課程である現代教養学環を設置したことにより、学部の垣根を越えて環境を変化させる、コンセプトとしての「教教分離」を実現している。この新たな教員組織編制の効果を客観的に評価するため、既存の教員評価制度を改定し、2025年度より実施している。新制度では、担当授業に関する評価項目に加え、3つの方針に基づく「カリキュラムマネジメント」「高大接続」等の組織的教育等への貢献や、「大学運営への貢献（学内業務）」を評価する項目を設けている。今後、「執行部会議」が中心となって、教員個人の能力を最大限に発揮することが可能となる大学運営組織への配置転換を検討するなど、より戦略的な人材配置を行っていくことを予定している。

教員組織に関わる事項の点検・評価は、「執行部会議」が担っているものの、今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

7 学生支援

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

学生支援に関する方針は策定していないが、次期「中期目標・計画」において、学生支援に関する取り組み方針を記載しており、これに基づき、各種の取り組みを展開している。学生支援に関しては、教員が主体となる「全学学務委員会」及び「全学学生委員会」と、職員等で構成する学生支援部各課等が体制の中心となっている。このように学

生支援に関する組織は整備しているといえるものの、学生支援部をはじめとする各組織の職員や配置している専門スタッフの人数については、継続的に安定した学生支援を行うことができるように適切なものとするのが望まれる。修学支援・生活支援に関しては、教学IRを通じて得た知見に基づいて、広範な支援に取り組んでおり、部活動を一元的に管理する「TAD」による課外活動支援や、準正課プログラムである「CANDLEプログラム」の展開等の取り組みが複数見られる。特に、「CANDLEプログラム」は、「教育研究開発機構」の教員や「トランジションセンター」の職員が教職協働で支援し、学生の考動力、共感力、探究力等を養成する取り組みであり、オープンキャンパスや「桐蔭おもしろ体験教室」「桐蔭マルシェ」「防災ボランティアセンター」等の企画立案・運営活動につながっている。同プログラムに参加した学生の満足度も高く、今後も特長的なプログラムの一つとして、更なる取り組みを進めることを期待したい。

「MASTプログラム」を起点とした学習支援体制を構築しており、なかでも初年次への学生支援方策として実施している「初年次全員面談」は、意欲的な取り組みであるといえる。この面談では、教学IRから得たエビデンスを基に、退学する懸念のある学生を特定し、対応が急がれる学生群から優先的にアプローチできるように時期を分け、段階的に全員に対して実施するなど、学習支援や大学生活の継続に向けて学生本人と教職員が十分に向き合うことができるように工夫している。また、「学修適応への不安がある学生」については、学生支援部学務課の職員、ラーニング・コモンズに常駐する「学習サポータ」及び「MASTプログラム」における全学必修科目の授業担当者が連携して情報を共有し、「学習サポータ」を中心に個別に対応している。ただし、「初年次全員面談」は開始して間もないため、継続性や各学部・学環における教育課程との整合性等の観点を踏まえて、より良い取り組みとなるよう工夫を図っていくことを期待したい。

経済支援については、独立行政法人日本学生支援機構による貸与奨学金等の外部の奨学金に加え、大学独自の制度として2年次以上の学部学生を対象とした特待生制度を運用している。

キャリア支援として、「全学キャリア支援委員会」と「キャリア情報センター」（2025年度から「キャリアセンター」と改称）が中心となり、社会的な動向も考慮して神奈川県内企業とのつながりをより深めていく方策を講じている。インターンシップの実績数も増加傾向にあり、キャリア支援の取り組みが一定の成果を上げている。

その他の支援として、学生の基本的な人権の保障を図るため、「桐蔭横浜大学ハラスメント防止ガイドライン」を定め、「ハラスメント対策委員会」が相談窓口を設置して対応にあたっている。

- ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関わる諸活動の適切性については、「全学学生委員会」を中心に、取り組み状況を審議し、「大学評議会」や「執行部会議」にその内容を共有することで全学的に点検している。また、教職協働を推進する観点から、「事務部課長会議」でも取り組み状況を審議している。

なお、学生支援におけるさまざまな取り組みは、開始して間もないものが多いことから、今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

8 教育研究等環境

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

教育研究等環境の整備に関する方針は、次期「中期目標・計画」に示しており、これに基づき各部門が立案した事業計画を「執行部会議」が精査し、予算を配分することで実施している。これに加え、突発的な施設の老朽化や設備の故障等に対応するため、年度末の各部署における予算の剰余金を集約し、緊急性の高い修繕等に再配分する仕組みを整えている。

大学設置基準上必要な校地・校舎面積の条件を満たしている。施設については、2017年度以降に増改築はしていないものの、教育改革に伴う建物名称の変更、「ラーニング・コモンズ」の設置、施設改修等を継続的に行っている。

教育研究等環境の安全衛生面に関しては、法令に則った規程の整備と運用がなされている。なお、スポーツ科学部では、入学者数が入学定員を大幅に超過しているものの、施設に関しては、前身となるスポーツ健康政策学部設置時の入学定員を想定して整備しており、入学定員がこの当時よりも減少しているため、現状としては学生の学習に必要な教育研究環境を整備しているといえる。

大学のICT環境の整備と技術的な支援に関しては、法人の「学園情報センター」が主管している。同センターでは、毎年設備を更新・改修するとともに、各設置校に対するサポートデスクの役割も担っている。また、その運営方針は、次期「中期目標・計画」に示している。

情報倫理教育に関しては、個人情報保護に関する規程を複数整備しているほか、学生に対しては、メディア情報リテラシーと個人情報倫理に関する科目を全学必修科目として設置している。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針を示しており、教育研究等環境を整備しているといえる。

- ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

図書館では、十分な数の閲覧席を備え、豊富な蔵書及び雑誌を保有しているほか、法学研究用の専門図書と図書室を有している。くわえて、学術情報リポジトリ、学外文献の複写・取り寄せサービス及び神奈川県内大学の図書館の相互利用サービスを設けている。

図書館は法人の「図書センター」が管理運営している。その運営方針は次期「中期目標・計画」に示しており、この方針に沿って学術情報資料を体系的に整備している。同センターには、専門的な知識を有する職員を配置している。

図書館には、個人用閲覧席のほか、複数人での共同作業スペースを整備し、日曜・祝日及び大学休業日を除いて常に夜間も開館するなど、学生や教員の学習・教育研究等環境の便宜を図っている。また、全ての法人関係者の利用を可能にしており、法人全体の中央図書館としての役割も果たしている。

以上のことから、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらを適切に機能させているといえる。

- ③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

研究に対する大学の基本的な考えは、次期「中期目標・計画」に加え、「桐蔭横浜大学憲章」の「研究活動」で「国際水準の研究を推進し、成果を出す。産学の連携と地域貢献にも力を注ぐ」と明示している。研究活動の条件整備については、同憲章の「組織運営」に「研究設備と教育設備の充実をはかる」と示している。これらを踏まえた具体的な方針については、「全学研究推進委員会」が審議・決定している。

教員の研究費に関しては、職位と研究分野に応じた配分額を支給している。外部資金に関しては、「全学研究推進委員会」及び総務部研究推進課が導入支援と管理を行っている。特に、科学研究費補助金の獲得については、同課による申請支援や外部の専門的な研究支援機関を活用したセミナーを実施していることに加え、学長が申請を奨励しており、成果を出している。また、科学研究費補助金等の間接経費を活用して共用の研究設備等の整備を進めている。特許については、発明者の届出に基づき、「発明評価委員会」の審議を経て学長が出願する制度を整えている。

各専任教員に研究室を割り当てているほか、共同研究スペースを複数設けている。研究時間の確保に関しては、「専門業務型裁量労働制」を導入したほか、労働時間の半分を研究に充当できるように配慮することを「執行部会議」で確認している。なお、教員

全体に一律の支援・条件整備を行っているため、若手研究者に対象を限定した支援や条件整備は実施していない。

研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、研究インテグリティ、研究不正、利益相反、安全保障輸出管理、人を対象とする研究倫理、生物・医学系研究に関する倫理について各種規程を整備している（基本情報一覧（第1章）参照）。各学部・学環及び研究科では、独立行政法人日本学術振興会によるeラーニング教材を用いた研究倫理教育を教員・学生に対して実施している。研究費等の公的資金の使用と不正防止に向けて、「桐蔭横浜大学コンプライアンス教育」を実施しており、受講した教職員に対して誓約書の提出を求めている。

以上のことから、研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図り、健全な研究活動のために必要な措置を講じているといえる。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究等環境に関わる事項に関しては、事務部門の「事務部課長会議」を毎月開催しており、同会議において各部門における取り組みについて共有及び意見交換している。「学生ヒアリング」において教育研究等環境に関する意見が寄せられた場合は、「執行部会議」で確認し、次年度の予算策定時に考慮・検討している。例えば、カフェのような学生が集える場所が不足しているとの要望に対して、有志の女性職員と女子学生が意見を出し合って食堂を改装することで改善した事例がある。

施設・設備については、総務部総務課の責任において定期検査・点検を行っている。

研究不正防止のため、総務部総務課と同研究推進課が日常的な経費執行の点検を担い、年に1度の内部監査においても執行状況の点検を行っている。

上記のように、各組織単位において日常的に点検・評価しているものの、情報倫理教育に関する点検・評価は実施していない。今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、情報倫理教育も含め定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

学則において、社会の進展と福祉に貢献し得る人材育成を目的として掲げるとともに、次期「中期目標・計画」において、関係者との強固な信頼関係の維持、教職員による研究成果の普及、学生を含む全ての構成員による社会実践の活動を通じて、地域社会

の課題解決と持続的な発展に貢献するとの方針を明示している（基本情報一覧（第1章）参照）。これら学則や次期「中期目標・計画」は、大学や法人のホームページ上で公表しており、大学ホームページでは、「社会貢献」の専用ページを設け、法人一体となって社会連携・社会貢献のために設置した「トランジションセンター」の取り組みに関する情報を提供している。

この方針のもと、近隣の小学生を対象とする「桐蔭おもしろ体験教室」や「桐蔭スポーツチャレンジ教室」、地域活性化に貢献する「桐蔭マルシェ」等の地域イベントや学生のボランティア活動を通じて、地域社会に貢献しており、それらは地域に根付きつつある。また、地方公共団体や産業界と連携し、地域課題の解決を目的とした共同研究・調査研究を通じて、教育研究成果を適切に社会に還元している。既に地域社会に定着しつつある取り組みに加え、「トランジションセンター」を中心に、「防災ボランティアセミナー」等を新たに企画・実現し、地方公共団体との協定に基づく「こころと身体の健康調査」の実施等、活動を拡大している。「トランジションセンター」における各種の取り組みは、必ず学生の学びにつながり、地域にも利するものとなるよう心掛けて選定しているため、今後、専門性を有する研究者等の人的資源を生かし、学生にとっての学びの場としてより機能するよう、ますますの展開が期待される。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学として、「地域連携推進委員会」を設置し、「トランジションセンター」との連携体制のもとで社会連携・社会貢献に取り組んでいる。社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、全学的に実施する点検・評価に加え、「トランジションセンター」においても点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいる。

「トランジションセンター」の取り組みでは、実施後にスタッフによる振り返りやスタッフを含む参加者へのアンケートを実施しており、これらの結果を基に、社会連携・社会貢献の現状を認識し、成果が上がっている取り組みや課題の把握を行っている。また、同センターのホームページには、地域のニーズを採り入れるため、地域住民や関係企業からの意見を募集する窓口を設けている。

改善・向上の事例として、2024年度から受講者数が減少していた生涯学習講座を検討のうえ休止する一方で、新たに認知症対策としての「健康麻雀」「防災ボランティアセミナー」「地域部活動指導者資格認定プログラム」を実施するなど、地域社会のニーズや課題に即した取り組みを行い、質的充実を図っていることがあげられる。

地域のニーズを採り入れる工夫を講じながら、社会連携・社会貢献の改善・向上に努めているものの、今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

大学運営に関する方針として、次期「中期目標・計画」に、重点目標として2項目を挙げ、これを法人ホームページで公表しており、「大学評議会」等を通じて教職員とも共有している(基本情報一覧(第1章)参照)。

大学運営に関わる組織として、「大学評議会」及び「執行部会議」を置き、学則で役割を定め、両会議体に関する規則では運営に際して必要な事項を定めている。重要事項を審議する「大学評議会」と、学長をはじめとする執行部が大学運営について審議する「執行部会議」とで、その役割と権限を分担している。なお、理事長が「大学評議会」及び「執行部会議」の一部に陪席し大学運営業務を監督している点については、理事長が学長に「最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを委任していることや私立学校法改正に伴う寄附行為変更の趣旨を踏まえて、陪席の目的や要否について再検討されたい。

学長や副学長、学長補佐、学部長等の役職者の任免とその権限については、学則をはじめとする各種規程等に規定している。学校法人の運営についても、「学校法人桐蔭学園寄附行為」に基づき適切に行っている。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算編成は、「学校法人桐蔭学園経理規程」に基づき、まず理事長が法人全体の予算編成方針を定め、その内容を大学に伝達している。大学は、その伝達を受け、学長諮問機関である「予算決算及び会計審議室」を中心に大学としての予算編成方針を定め、この方針に基づく各部門からの事業計画の申請をとりまとめている。その後、「執行部会議」を経て学長が決定し、最終的に理事会において次年度予算案を決定する手続となっている。

予算の執行については、「学校法人桐蔭学園経理規程」及び毎年度作成する「会計に関する取り扱い要領」で、「執行伺」の決裁権限を定めており、執行金額により決裁者を適切に定めている。また、執行の適切性は、毎年度実施する内部監査及び監事監査において確認し、必要に応じて改善を図っている。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

事務組織は、法人事務局内の管理系部門と大学事務局内の教育研究を支援する部門

で構成している。各学部・学環の教員で構成する「全学委員会」と各事務部門が協働する形を採っており、所掌する業務ごとに「セクション」と呼称し、教職協働を推進しやすい環境を整えている。なお、大学として、職員が主体的に取り組むべき業務が増加していると考えていることから、大学運営において適時適切な職員数を配置するような人員配置計画を検討することが望まれる。

職員は、学校法人による採用となっており、法人や大学をはじめとする設置校との間で定期的な人事異動を行っている。昇任・昇格や人事考課についても法人事務局内の人事労務部が実施している。

教職員全体を対象に資質向上を目的としたUDを展開している。UDは半年に一度開催し、原則として全ての教職員に参加を義務付けており、前年度の活動状況の振り返り、学長による方針説明、年度ごとに設定したテーマによる講演等を行っている。くわえて、職員については、新たに大学事務局に配属となった場合に、事務局長による研修を行っているほか、外部の講習会への参加を促進している。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

適切性の評価は、内部質保証システムの一環として、全学で実施する点検・評価を通じて「執行部会議」において行っている。その過程で問題点を発見した場合は、「執行部会議」が対応する仕組みとなっている。

監事監査、財務監査等の実施にあたっては、「学校法人桐蔭学園監事監査規程」に基づき、大学を含む法人全体の業務、財産の状況、理事の業務執行状況について、書面監査と実地監査を行っている。毎年度の「監事監査報告書」は、法人のホームページで公表している。また、私立学校振興助成法に基づく独立監査人監査は、毎年度期中監査と決算監査を複数回実施している。このほか、「桐蔭横浜大学内部監査規程」に基づき、副学長や学部長、事務局長で組織する「監査委員会」と教職員から選出する監査人による内部監査を毎年度実施している。監査結果等は、理事会や評議員会、「執行部会議」において報告しており、監査結果における指摘事項については、適切に対応し、改善している。

大学運営に関連する取り組みとして、「桐蔭横浜大学ガバナンス・コード」及びその点検結果を大学ホームページで公表している。

今後は、「2 内部質保証」で既述したように、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、全学的に改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

(2) 財務

【評定：C】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

前回の大学評価を踏まえ、2020年度から2024年度までの5年間の計画として、「中期目標・計画」（基本情報一覧（第1章）参照）と「学校法人桐蔭学園経営改善計画」を策定している。「法人全体の経常収支差額を黒字化する」こと及び「運用資産が外部負債を上回る」ことを目標に掲げ、その実現に向けて10年間の「財務シミュレーション」を行いつつ、経営改善計画の重点課題である「人件費総額の圧縮」「経費の節減」「学費の改定」等に取り組んでいる。同シミュレーションでは、目標達成の見通しとして、借入金を計画どおり返済する前提で2027年度には資産が負債を上回ることを、全学校種で収容定員を充足する前提で2030年度には経常収支がほぼ均衡することを見込んでいる。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

事業活動収支計算書関係比率については、人件費比率は「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べて大学部門、法人全体ともに高く、特に法人全体の高さが顕著である。事業活動収支差額比率は、大学部門は2021年度以降プラスに転じたものの他部門の財務状況が影響し、法人全体は依然としてマイナスが続いている。貸借対照表関係比率では、純資産構成比率が同平均よりも低く、現預金の減少に伴い流動比率が平均を下回り、かつ低下傾向にある。また、長期借入金（2013年度から2018年度までの大規模施設設備資金）の返済は進んでいるものの金融資産の減少に伴い総負債比率は平均を上回る状態が続いており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低く、かつ低下傾向にある。さらに、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も高い状態が続いている。

以上のことから、「財務シミュレーション」では今後の改善が期待されているとはいえ、現状では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているとはいえない。財務状況を確実に改善するため、2025年度からスタートする次期「中期目標・計画」及び経営改善計画の着実な遂行が求められる（是正勧告5参照）。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けた組織的な支援の成果として学外研究費が漸増し、私学助成では複数の競争的補助金の選定を受けている。外部資金の獲得を経営改善計画の重点課題に位置付けていることから、引き続き取り組みを強化し、更なる成果につなげることが期待される。

以上

桐蔭横浜大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	桐蔭横浜大学のり・ブランディング戦略
	「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」 本学選定ウェブページ
2 内部質保証	2024 年度桐蔭横浜大学外部評価委員会報告書
	学生ヒアリング実施概要
3 教育研究組織	教育研究開発機構ウェブページ
	設置認可申請・届出関係書類等の公表
4 教育・学習	ユニバーシティ・ポリシーウェブページ
	3つのポリシーウェブページ
	大学共通科目「MAST」ウェブページ
	プレアド/入学前キャリア教育プログラムウェブページ
	ラーニングスペースウェブページ
	シラバス入力マニュアル
	シラバスの書き方 FD
	授業開講原則の方針
	アセスメントプランウェブページ
	学修行動調査ウェブページ
	卒業時調査ウェブページ
授業評価ウェブページ	
5 学生の受け入れ	キャンパス VISIT ウェブ記事
6 教員・教員組織	研究倫理教育報告
	教員自己評価
7 学生支援	準正課プログラム CANDLE 企画書
	桐蔭アスレティックデパートメント概要
	新たな部活動の支援システムについて
	国際交流（留学制度について）ウェブページ
8 教育研究等環境	桐蔭横浜大学・大学院事業場の衛生委員会運営に関する申し合わせ
	大学図書館ウェブページ
	学校法人桐蔭学園就業規則（桐蔭横浜大学教員）
	桐蔭横浜大学コンプライアンス教育（事務）
9 社会連携・社会貢献	桐蔭学園トランジションセンターウェブページ
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人桐蔭学園文書処理規程
	学校法人桐蔭学園経理規程
	令和6年度監査結果報告書
	学校法人桐蔭学園事務組織分掌規程
	学校法人桐蔭学園監事監査規程

10 大学運営・財務 (2) 財務	学校法人桐蔭学園経営改善計画 桐蔭横浜大学に係る機関要件（経営要件）について
その他	参考資料 13 直近5か年の長期財務シミュレーション（事業活動収支見込、減価償却を除く経常収支差額見込、運用資産・外部負債見込） 参考資料 14 経営改善に係る具体的な取組内容 参考資料 15 直近3か年の財務諸表（事業活動収支計算書） 6 財務計画表（別紙1） 7 経営改善計画実施工程表（別紙2） 参考資料 17 今後の減価償却費の見込み (1) ①履修登録の状況（2022-2024） (1) ④学生アルバイトに関する内規 6月2日付追加資料等について

桐蔭横浜大学提出・閲覧用準備資料一覧(実地調査)

	資料の名称
1 理念・目的	建学の精神・学園訓、桐蔭横浜大学憲章
	令和7年3月UD資料
	桐蔭横浜大学アセスメントポリシー
	アセスメントポリシー案
	アセスメントポリシー
	桐蔭スキルゲートシラバス
	桐蔭スキルゲート_第12回
	桐蔭スキルゲート_第13回
	2025年度新入生調査
	2024年学修行動調査
	2024卒業時調査
2 内部質保証	自己点検評価委員会
	内部質保証方針
	スポーツ研究科小委員会及び本委員会資料
	医用工学部教授会
	法学部_2025年度
	法学部_2024年度
	法学部_2023年度
	部課長会議則
	執行部会議次第
	2024年学修行動調査
	2024年10月21日全学学務委員会資料抜粋版
	2024年度全学面談シート
	UNIPA面談記録(見本)
	学習サポータ面談実績
	全学面談実績
	面談シートサンプル
	教職センター運営委員会規程
	全学教職課程委員会
	教職課程委員会規則
	様式第7号(桐蔭横浜大学)
自己点検評価委員会	
2024年度外部評価委員会報告書	
3 教育研究組織	法学部 教員数と定員管理
	法務研究支援センター廃止
	規程等の改正について
	9号議案桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部名称変更について
	8号議案桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部改組について
	スポーツ健康政策学部自己点検評価について
	7号議案桐蔭横浜大学全学部連携課程の設置について
	桐蔭横浜大学FD
4 教育・学習	法学研究科委員会議題と資料
	工学研究科カリキュラムツリー
	令和5年5月専攻会議議事録
	修士論文2024年度採点表
	単位数の上限を超えて履修している学生の人数
	履修上限対象除外科目一覧
	2025年度法学研究科学生便覧・履修要項
	2024年度法学研究科学生便覧・履修要項
	法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規

	桐蔭横浜大学大学院学則 2024 年度スポーツ科学研究科学生便覧・履修要項 2024 年度修士論文審査について 2021 年新入生アンケート速報 令和 6 年 5 月 1 日付大学運営体制図
5 学生の受け入れ	修士論文 2024 年度 採点表 キャンパス VISIT
6 教員・教員組織	令和 5 年度会議方針 2024 年度前期 大学院 FD アンケートの結果 2024 年度工学系 FD 報告書 2024 年度実績に係る教員評価の実施について
7 学生支援	特待生に関する規程 桐蔭横浜大学過去 5 年間の留学生受け入れ実績 桐蔭横浜大学過去 5 年間の障がいのある学生受け入れ実績 障がい学生支援の基本方針 学生便覧 部活動新支援システム検討 WG の開催について
8 教育研究等環境	2025 年度予算編成について 全学研究推進委員会 R6 教員研究費 法学部誓約書 2024 研究倫理・コンプライアンス教育 2020 年度スポーツ健康政策 2020 年度医用・工学研究科 2020 年度法務研究科 2021 年度スポーツ健康政策 2021 年度法・法学研究科 2022 年度医用・工学研究科 2023 年度医用・工学研究科 学生ヒアリングの結果について 学生ヒアリングの結果に対する自己点検・評価の実施について
9 社会連携・社会貢献	学内イベント実施状況 (2020-2025) 地域連携体系図
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	桐蔭学園寄附行為新旧対照表 令和 6 年度会計に関する取扱要領 公的研究費の監査 R05 監事監査報告書 【受講生】2025 年度生涯学習講座のお知らせ vol.2
10 大学運営・財務 (2) 財務	財務シミュレーション
その他	大学自己点検評価委員会 (執行部会議・MTG 議事概要) 部局自己点検評価委員会 (教授会等議事録) アジェンダ 「学長指示」に対する各部局の検討・対応状況_230130 【法学研究科】第 205 回法学研究科委員会 議事録 【法学研究科】第 208 回法学研究科委員会 議事録 【法学研究科】第 215 回法学研究科委員会 議事録 【法学研究科】第 233 回法学研究科委員会 議事録 【法学研究科】第 235 回法学研究科委員会 議事録 【工学研究科】令和 5 年 5 月_議題 4_R5 年 6 月議題 1_大学院工学研究科_博士課程規程変更_新旧対照表_0531 案

【工学研究科】令和5年5月専攻会議議事録
【工学研究科】令和5年6月専攻会議議事録
【工学研究科】令和5年10月専攻会議議事録_議題3
【工学研究科】_カリキュラムツリー
【スポーツ科学研究科】スポーツ科学研究科ランドデザイン
【スポーツ科学研究科】2415 ディプロマポリシーの検討
【スポーツ科学研究科】22 第8回小委員会記録
【スポーツ科学研究科】22 第10回小委員会記録
【スポーツ科学研究科】23 第14回小委員会記録
全学研究推進委員会議事録 20220512
全学研究推進委員会議事録 20240419
全学研究推進委員会議事録 20250724
【法学部】2025_三者面談の実施について
【医用工学部】2025_三者面談の実施について
【医用工学部】(一部抜粋)個別面談シート・個別面談に係るメールや会議での情報共有記録等
【現代教養学環】2025_三者面談の実施について
UD・FD等実施一覧表
各学部・研究科にてFDを実施した際の議事録・報告書等
学長プレゼン資料
2024年学修行動調査(報告書公開用)20251004修正
2023年度の学部改組検討に関する時系列記録(改訂版)
UDの企画に係るやりとり
教職課程に係る情報公開
法学部_自己点検評価書
医用工学部_自己点検評価書
スポーツ科学部_自己点検評価書
現代教養学環_自己点検評価書
法学研究科_自己点検評価書
工学研究科_自己点検評価書
スポーツ科学研究科_自己点検評価書
2023年度の学部改組検討に関する時系列記録
当面の学部改組等スケジュール 20210728
令和3年9月スポーツ健康政策学部教授会議事概要
2021.11.11 アジェンダ
20211111 執行部会議_教学組織再編に係る準備室等の設置について
令和3年11月スポーツ健康政策学部教授会議事概要
令和3年12月スポーツ健康政策学部教授会議事概要
当該申請についての意思の決定を証す書類
復活折衝申込票
縦断分析報告 2025_3年生
【令和7年9月】第349回大学評議会資料 ※<基準9>関連部分抜粋
【令和7年9月】第349回大学評議会議事概要
図書館利用アンケート集計 2022 実施
アンケート結果の分析
対応状況一覧 20220905
対応状況一覧 20240925
2024年度実績に係る教員評価の実施について
「2024年度実績 自己点検・評価シート」作成マニュアル
「2024年度実績 自己点検・評価シート」
教員評価ルーブリック
教員評価周知メール
ピアサポート演習_シラバス

桐蔭横浜大学提出資料一覧(意見申立)

	資料の名称
2 内部質保証	研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況
	公表日(2025年9月29日)を証明するSlack送受信記録
	令和6年度教職課程 自己点検・評価報告書
4 教育・学習	2024年度法学研究科シラバス
	修士論文審査結果
	2025年度大学院法学研究科学生便覧・履修要項
5 学生の受け入れ	2025年4月入学 桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程 入学試験要項一般・A0
	2025年4月入学 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程 入学試験要項
6 教員・教員組織	TA/TAE説明会招待メール(2025年4月11日)
	TA/TAE説明会招待メール(2025年4月12日)
	2024年度医用工学部・工学研究科研究倫理教育実施に係る原議書
	ピア・サポート演習授業資料
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>「点検結果報告書」
	公表日(2025年9月29日)を証明するSlack送受信記録

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。